

一般競争入札公告

町有財産売払いについて、一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 12 月 18 日

与謝野町長 山 添 藤 真



1 売払物件

- (1) 所在地 与謝野町字弓木小字野田 1714 番 10
- (2) 区 分 土地
- (3) 数 量 165.34 m² (公簿面積)

2 予定価格

¥2,430,000.-

土地の売買価格は、消費税及び地方消費税の課税対象外です

3 入札参加申込資格

次の各号に該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - ① 当該物件を暴力団の事務所その他公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者
 - ② 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③ 次のいずれかに該当する者
 - ア 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第

三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(3) 前記(2)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(4) 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者

(5) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

(6) 本公告及び令和5年度町有財産売払い(一般競争入札)実施要領の内容を承諾せず、遵守できない者

(7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

(8) 住所地(居住地)又は所在地の市町村へ納付すべき税の滞納がある者

(9) 前各号に掲げるもののほか町長が申込者として不相当と認めた者

5 入札参加申込に必要な書類

入札参加申込に当たっては、次の書類を提出すること。

(1) 令和5年度一般競争入札参加申込書

(2) 役員等一覧表(法人の場合のみ)

(3) 誓約書

(4) 住民票の写し(本人分のみ、本籍・続柄・個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)※

法人の場合は、登記事項証明書【現在事項全部証明書】※

(5) 印鑑登録証明書※

法人の場合は、印鑑証明書※

(6) 税納税証明書(住所地又は所在地の市町村税の滞納がない証明)※

(7) 返信用封筒（定型サイズの封筒（長形3号封筒）に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、434円分の切手を貼付したもの）

※については、発行日から3カ月以内に発行されたものに限る。

共有名義で申込みの場合、全員分の書類を提出すること。

6 入札参加申込方法

必要書類に、必要事項を漏れなく記入し、下記のとおり提出すること。

(1) 申込期間

令和5年12月18日（月）～令和6年1月25日（木）

(2) 申込方法

①持参の場合

平日の午前8時30分～正午、午後1時～午後5時までに持参すること

※閉庁日（土日祝日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日）及び上記時間外における受付は、一切行わない。

②郵送の場合

必ず「簡易書留」で郵送するとともに、提出期間内に必着とすること。

(3) 提出場所

〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1798 番地 1

（与謝野町役場本庁舎 1 階）

与謝野町役場総務課 財産活用・契約室

(4) その他

次のいずれかに該当する申込みは受付できないので注意すること。

①受付期間を過ぎてから本町に到達したもの

②申込書、役員等一覧表及び誓約書の記載に不備があるもの、又は記載が不明瞭なもの

③申込みに必要な添付書類が不足しているもの

④どの物件の入札に参加希望なのか不明瞭なもの

※書類の記載内容に重大な不備がある場合や添付書類が不足する場合は、期間内であれば再度、提出することができる。

※申込期間後における令和5年度一般競争入札参加申請書及びその他の必要書類の差し替えは一切認めないものとする。

7 入札参加資格の審査

入札参加資格の審査結果は、令和6年2月2日（金）付けで、一般競争入札参加資格承認通知書（参加証）により通知することとする。入札当日は、一般競争入札参加資格承認通知書（参加証）が参加証になるので必ず入札会場に持参すること。一般競争入札参加資格非承認通知書により非承認の通知を受けた者は、令和6年2月7日（水）17時00分までに書面により非承認となった理由について説明を求めることができる。

8 現地説明及び参考資料の縦覧

（1）現地説明

説明場所 京都府与謝郡与謝野町字弓木1714番地10及び1714番地11

説明日時 令和6年1月10日（水）午後1時30分

※希望者があった場合のみ物件の現地説明会を上記のとおり行うので、希望する場合は、令和6年1月9日（火）正午までに与謝野町役場総務課（0772-43-9010）まで連絡すること。

（2）参考資料の縦覧

縦覧日時 令和5年12月18日（月）から令和6年1月25日（木）まで

縦覧時間 午前8時30分～正午、午後1時から午後5時

縦覧場所 与謝野町役場総務課（与謝野町役場本庁舎1階）

※閉庁日（土日祝日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日）及び上記時間外における受付は、一切行わない。

9 入札

（1）日時

令和6年2月15日（木）午前10時00分

（2）場所

与謝野町役場本庁舎3階 大会議室

（3）受付

①入札当日の受付は、与謝野町役場本庁舎1階 総務課にて午前9時から行う。

②入札開始時刻までに受付と入札保証金の納付を済ませること。

③入札開始時刻に遅れた場合、入札に参加できない。ただし、入札開始時刻までに受付した者については、入札に参加できる。

この場合、入札保証金の納付に係る確認状況によっては、入札開始時刻が遅れることがある。

④入室できる者は、2名までとする。

(4) 当日持参するもの

①一般競争入札参加資格承認通知書（参加証）

令和6年2月2日（金）付けで、入札参加資格がある者に発送予定。

②入札保証金（入札しようとする金額の5%以上に相当する金額を受付時に現金で納付すること）

③委任状（代理人が参加する場合のみ）

④印鑑（印鑑登録されているもの ※代理人の場合は委任状に押印した代理人使用印）

⑤筆記用具（黒の万年筆又はボールペン）

⑥令和5年度町有財産売払い（一般競争入札）実施要領

10 入札保証金

(1) 入札に参加する者は、入札当日の受付時に、入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、売払物件ごとに入札者が見積もる価格の100分の5以上（1円未満切上げ）の額を納付すること。

(3) 予定価格を下回る額の入札は無効となるので、それを見越して必要な金額を納付すること。

(4) 入札保証金は、当日の受付時に町から配布する入札保証金用封筒に入札に参加する者の住所氏名を記入し、現金を入れ、封をし、入札書に押印する印鑑（本人入札の場合は印鑑登録されている本人の印鑑、代理人入札の場合は、代理人使用印）で2箇所を封印したうえで、受付で納付すること。

(5) 入札保証金は、落札者以外の者には、落札者が決定した後速やかに、入札会場で還付する。落札者が納付した入札保証金は、一旦町会計に納入し、契約金額が300万円未満である場合は、契約の確定した後に、入札保証金還付請求書の提出と引き換えに還付し、契約金額が300万円以上である場合は、契約保証金に充当するものとする。（落札者に入札保証金を還付する場合は、指定された金融機関の口座への振込となるため、2週間程度期間を要す。なお、入札保証金は、その受入期間について利息をつけない。）

(6) 落札者が落札物件の売買契約を締結しない場合（落札後、入札参加申込資格を満たさない者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）、入札保証金は違約金とし、還付しないものとする。

11 入札に当たっての注意事項

- (1) 入札書は、売払物件ごとに入札当日に配布する。
- (2) 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入のうえ、本人が入札する場合は本人の印鑑（個人、法人ともに印鑑登録されているものに限る。）を押印すること。代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を押印すること。
- (3) 入札書への金額記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入すること。
- (4) 入札書は、上記（2）、（3）に記載の事項を記入押印したうえで、当日配布する入札用封筒に入れ、入札用封筒に入札書を記載した者の住所氏名を記入し封をし、入札書に押印した印鑑（本人入札の場合は印鑑登録されている本人の印鑑、代理人入札の場合は、代理人使用印）で2箇所を封印したうえで、会場で担当職員が呼ぶ順（受付順）に入札箱に投函すること。
- (5) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引換え又は撤回をすることはできない。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札又はその権限を証する書面を提出せず、本町の確認を得ないで代理人がした入札
- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金を納付していない者の入札
- (5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- (6) 予定価格を下回る額の入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

- (10) 入札金額を訂正した入札
- (11) 入札者又はその代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (14) 入札関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- (15) 本公告又は令和5年度町有財産売払い（一般競争入札）実施要領に違反した入札

13 入札の辞退

辞退届に必要な事項を記入押印のうえ、提出すること。

14 入札書の開札及び落札者の決定について

(1) 入札書の開札及び落札者の決定

開札は、入札後直ちに、入札者の立会いの下で行う。落札者は、有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、町が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者とする。予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定する。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができない。有効な入札を行った者が1名しかいない場合で、その者が入札書に記入した金額が、町が定める予定価格以上である場合は、その者を落札者とする。

(2) 落札者の公表

落札者の決定後、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、入札者に通知する。また、落札者の決定後、入札結果について、入札物件ごとの落札金額、落札者の法人・個人の区分別を与謝野町ホームページ等において公表する。さらに、落札者の決定後、入札結果について、第三者からの問い合わせがあった場合、落札者が個人の場合は氏名、住所及び落札金額を公表し、落札者が法人の場合は、名称、代表者氏名、所在地及び落札金額を公表する。

15 契約の締結

- (1) 落札者は、落札の決定後、7日以内に契約を締結すること。

- (2) 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結するものとし、共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結すること。
- (3) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失う。またこの場合、入札保証金は違約金とし、還付しないものとする。
- (4) 売買契約書には、印鑑証明印を押印すること。
- (5) 売買契約書のうち町保管用の1部に添付する収入印紙は、落札者が負担すること。
- (6) 落札者が、落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合がある。

16 契約上の特約

売買契約締結に際して、次の内容の条件を付す。

- (1) 売買物件の引き渡しの日から起算して10年間、売買物件を次に掲げる用途に使用し、又は使用するものに貸してはならない。
 - ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途
 - ②暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの利する用途
 - ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途
 - ④著しく近隣環境を損なうことが予想される用途
 - ⑤公序良俗又は公共の福祉に反する用途
- (2) 売買物件の引き渡しの日から起算して10年間、売買物件の全部又は一部に関して、(1)の用途の制限を承継させる場合であって、与謝野町に対し書面により承諾を得た場合を除き、第三者に所有権を移転し、又は賃借権、使用借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。
- (3) 与謝野町は、落札者の(1)に定める義務の履行状況を把握するため、必要と認めるときは実地調査を行うことができる。
- (4) 落札者は、与謝野町から要求があるときは、売買物件について

て利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて
売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

(5) 落札者は、正当な理由なく(3)に定める実地調査を拒み、
妨げ若しくは忌避し又は(4)に定める報告若しくは資料の提出
を怠ってはならない。

(6) 落札者は、(1)に定める義務に違反したときは、違約金とし
て売買代金の100分の10(1円未満切上げ)に相当する金額
を与謝野町の指定する期日までに与謝野町に支払わなければなら
ない。

17 契約不適合の責任

(1) 落札者が、消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条
第1項に規定する消費者の場合は、引き渡された売買物件が物件
調書の記載に適合しないものであるときは、町は、落札者に対し、
引渡しの日から2年間に限り民法(明治20年法律第89号)第
562条から第564条までの規定に基づく契約不適合の責任を
負う。

(2) 落札者が、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者以外
の場合、落札者は、この契約締結後、売買物件が物件調書の記載
に適合しないことを発見しても、履行の追完、売買代金の減免若
しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

18 売買代金の支払い

(1) 契約金額が300万円未満の場合

売買代金は、町が発行する納入通知書により、契約締結の日の
翌日から60日以内に、町の公金を取り扱う金融機関で納入する
こと。期限までに売買代金を支払わない場合は、契約を解除する
ことがある。この場合、違約金として売買代金の100分の10
(1円未満切上げ)に相当する額を支払うものとする。落札者の
都合による契約解除の場合も、同様とする。

(2) 契約金額が300万円以上の場合

売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の100分の
10(1円未満切上げ)に相当する額を、契約締結の日の翌日か
ら60日以内に売買代金から契約保証金を差し引いた残金を、町
が発行する納入通知書により、町の公金を取り扱う金融機関で納
入すること。なお、契約保証金は、残金の納入が完了したときに、
売買代金に充当するものとする。期限までに売買代金の残額を支

払わない場合は、契約を解除することがある。この場合、契約保証金は違約金として町に帰属し、還付しないものとする。落札者の都合による契約解除の場合も、同様とする。

19 所有権の移転登記及び売払物件の引渡し

(1) 所有権の移転登記

- ① 売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転する。
- ② 所有権移転登記の手続きは、落札者の請求により町が行う。
- ③ 所有権の移転登記は「落札者」名義で行う。共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行う。
- ④ 登記に必要な「登録免許税」その他すべての経費は、落札者の負担となる。
- ⑤ 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(2) 売払物件の引渡し

売払物件の引渡しは、所有権が移転したときに、現状有姿で行ったこととする。

20 土地購入費用及び公租公課等

次の費用等は、落札者の負担とする。

- (1) 土地購入代金
- (2) 土地売買契約書に貼付する収入印紙（税）代金
- (3) 土地所有権移転登記に必要な登録免許税
- (4) 所有権移転後、賦課される公課公租

21 その他

(1) 売払物件に建物を建築するに際しては、建築基準法及び京都府、町の条例等により、指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合があるので、関係機関に確認すること。

(2) 危険負担

- ① 落札者が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者の場合

この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、当事者双方の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、落札者はその損害の程度に応じて、売買代金の支払いを拒むことができる。

②落札者が、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者以外の
場合

この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、与謝野町の責めに帰することのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害が生じたときはその損害は、落札者が負担するものとする。この場合においても、落札者は、このことを理由として契約を解除することができない。

- (3) 売払物件の活用には、法令等の規制を必ず遵守しなければならない。
- (4) 売払物件の引渡しは現状有姿で行うので、必ず、売払申込者自身で、現地及び諸規制について調査確認を行うこと。
- (5) 土壌汚染、埋蔵文化財又は地中障害物や埋設物に関する調査は行っていない。
- (6) 物件敷地内外及び地上又は地中の別に関わりなく、工作物、電柱等及び敷地設備等の補修、移設、撤去、除草、樹木の伐採等の費用負担、隣接者又は関係機関等との協議又は協議結果について、与謝野町は一切関与しない。
- (7) 入札希望者は、令和5年度町有財産売払い（一般競争入札）実施要領、物件調書、町有財産売買契約書、現地、売払物件の法令上の規制等全て承知のうえ入札するものとする。
- (8) 入札保証金及び契約保証金の納入並びに売買契約において使用する通貨は、日本国通貨に限る。
- (9) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
- (10) 災害その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止することがある。
- (11) この入札に参加するに当たって、与謝野町ホームページに掲載してある「令和5年度町有財産売払い（一般競争入札）実施要領」を熟読すること。

22 問い合わせ先

〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1
与謝野町役場総務課 財産活用・契約室

T E L 0772-43-9010（直通）

F A X 0 7 7 2 - 4 6 - 2 8 5 1

M A I L zaisan@town.yosano.lg.jp

U R L <https://www.town-yosano.jp/>